

## [事案 29-122] 入院給付金等支払請求

・平成 30 年 4 月 4 日 裁定終了

### <事案の概要>

約款に定める「入院」に該当しないとして支払いを拒否されたことを不服として、入院給付金等の支払いを求めて申立てのあったもの。

### <申立人の主張>

平成 25 年にアキレス腱断裂により A 病院に約 10 日間入院（入院①）し、手術を受けた後、B 病院へ転院し、約 10 日間入院（入院②）したため、平成 17 年に契約した 2 件の医療保険（契約①、契約②）、平成 25 年に契約した災害保障保険（契約③）、生活習慣病保険（契約④）にもとづき給付金を請求したところ、入院①は支払われたが、入院②は、約款上の「入院」に該当しないとして不支払いとなった。しかし、以下等の理由により、入院給付金および災害入院給付金を支払ってほしい。

- (1)術後 2 か月間は再断裂の恐れがあった。
- (2)通院は不可能であったし、自宅の風呂で転倒して骨折・再断裂する恐れもあった。
- (3)他社では支払われた。

### <保険会社の主張>

以下の理由により、入院②について、自宅等での治療が困難とはいえ、約款上の「入院」にあてはまらないので、申立人の請求に応じることはできない。

- (1) A 病院および B 病院の看護記録によれば、入院②開始時に通院は十分可能であった。
- (2)入院②の治療内容は外来通院でも十分対応可能である。
- (3)入院②中、申立人は複数回外出している。
- (4)入院②中、申立人の疼痛は「自制内」が続いており、合併症も特にない。

### <裁定の概要>

#### 1. 裁定手続

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづく審理の他、入院時の状況等を把握するため、申立人に対して事情聴取を行った。また、医学的判断の参考とするため、独自に第三者の専門医の意見を求めた。

#### 2. 裁定結果

上記手続の結果、入院②は自宅等での治療が困難であったものとはいえ、各入院給付金の支払いは認められないこと、その他保険会社に指摘すべき特段の個別事情も見出せないことから、和解による解決の見込みがないと判断して、手続を終了した。